

「太陽光発電システムの訪問販売のトラブル」



昨年秋に訪問販売で太陽光発電システムの勧誘を受けた。「発電した電気を電力会社に買い取ってもらえるので、パネル8枚の設置費用の月々の支払いは売電でまかなえる。」と説明を受け、約230万円を15年の分割払いで契約した。しかし、その後数ヶ月の売電金額は毎月1,000円にも満たず、販売会社に話が違うと何度も連絡をしたが、いつも「様子を見て下さい。」と繰り返され、勧誘時の説明と大きく食い違い、解約をしたい。

(岡山市・男性)

消費者へのアドバイス

「過剰なセールストークに惑わされないで」

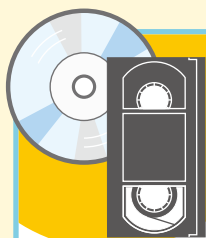
太陽光発電システムは、消費者の環境意識の高まり、補助金制度や余剰電力の買取制度により、今後さらに普及することが予想されますが、「事実と異なる説明を受け契約したが解約したい。」「よく考えると高額なので解約したい。」などの相談が多くなっています。

太陽光発電システムについては、余剰電力を電力会社に売ることができるため、その収入で、クレジットの月々の分割代金の支払いがまかなえるというような説明がなされることが多いのですが、実際には説明されたほど発電量がなく、支払いの負担が減らずに解約したいという苦情になっています。また、補助金の支給には条件があり、対象外であるのに「補助金の支給が受けられる。」と説明しているケースもあります。事業者の説明を鵜呑みにせず、補助金が受けられる条件や発電量・売電量について自分でも情報収集しましょう。補助金が支払われるとしても、消費者に負担は残るので、複数の事業者から設置費用の見積もりや発電

量のシミュレーションを取り、よく比較して納得できる業者と契約するようにしましょう。特に、分割払いでは、分割手数料がかかることから、補助金や売電収入があるとしても、設置費用の回収には長い期間がかかります。

次に、「補助金の募集件数に限りがあり、今日中の契約が必要になる。」「今ならモニター価格で値引きすることができる。」などと急いで契約をさせたり、家電製品をサービスでつけるなどの買い得感を強調したり、長時間にわたる勧誘で消費者が冷静に検討することができなくなるケースもあります。過剰なセールストークに惑わされて安易に契約しないよう、慎重に判断してください。

訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。トラブルになったら、お近くの消費生活センターに相談して下さい。



消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに、次のDVDが加わりました。

「DVDで学ぶ! クレジットカード」

76分 一般向け

発行：社団法人 日本クレジット協会

クレジットカードの発行枚数は、国民1人あたり2枚以上のカードを持っている計算になります。クレジットカードを使えば、現金を持ち歩く不便さから解放されるほか、利用によりポイントが加算されることも魅力で、様々な支払いに使われています。

しかし、手元にお金が無くても高額な商品が手にはいることから、分割払いやリボ払いを利用する人も多く、計画的に利用しないと、返済が長期化したり、困難になることがあります。クレジットカードの上手な使い方を学びましょう。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。 TEL (086)226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/koho/index.html>